

船橋市国民健康保険出産育児一時金受取代理払実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、船橋市国民健康保険条例（昭和47年船橋市条例第16号）第6条第1項の規定による出産育児一時金の支給対象となる世帯主が、病院、診療所又は助産所（以下「医療機関等」という。）を出産育児一時金の受取について代理人と定め、世帯主に代わって当該代理人に、出産に要した費用として、出産育児一時金の一部又は全部（当該費用が保険適用された場合は、一部負担金に相当する額を含め出産育児一時金の支給額を限度とする。以下同じ。）を支払うこと（以下「受取代理払」という。）により、世帯主が医療機関等の窓口において出産に要した費用を支払う負担を軽減し、被保険者の福祉の向上に寄与することを目的とする。

(対象者)

第2条 受取代理払を利用することができる者は、この要綱の施行の日以後に出産する見込みのある世帯主（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第22条に規定する助産施設において助産の実施を受ける者又は船橋市国民健康保険出産費資金貸付規則（平成13年船橋市規則第30号）の規定に基づき出産に要する費用を支払うための資金の貸付けを受けている者を除く。）であって、出産の予定日から2月前の被保険者を有するものとする。

(対象医療機関等)

第3条 受取代理払ができる医療機関等は、年間の平均分娩取扱い件数が100件以下の医療機関等又は収入に占める正常分娩に係る収入の割合が50%以上の医療機関等とする。

2 前項の規定により受取代理払を行う医療機関等は、別に定めるところにより、厚生労働省に届け出なければならない。

(申請等)

第4条 受取代理払の申請をしようとする世帯主（以下「申請者」という。）は、出産育児一時金等支給申請書（受取代理用）（以下「受取代理申請書」という。）に、必要事項（受取代理人となる医療機関等による記名・押印及びその他の必要事項の記載を含む。）を記載の上、市長に申請しなければならない。

2 前項の規定により申請があったときは、その内容を審査し、申請者及び受取の代理人となった医療機関等（以下「受取代理払医療機関等」という。）に申請受付した旨を通知

する。ただし、第7条第3項に規定する場合であるときは通知しないものとする。

(請求)

第5条 受取代理払医療機関等は、被保険者が出産したときは、出産費用請求報告書、出産費用の請求書の写し及び出産の事実を証明する書類の写しを提出し、出産に要した費用を市長に請求しなければならない。

(支払)

第6条 市長は、前条の規定により請求があったときは、速やかにその内容を審査し、受取代理払医療機関等に出産に要した費用として出産育児一時金の一部又は全部を支払うものとする。前条に規定する請求の額が、出産育児一時金の額に満たないときは、当該請求の額を受取代理払医療機関等に支払い、その差額は請求によることなく申請者に支払うものとする。

(受取代理払医療機関等の変更及び取下げ)

第7条 申請者は、受取代理払医療機関等を変更しようとするときは、出産育児一時金等受取代理申請取下書により市長に申し出し、かつ受取代理申請書により新たに申請しなければならない。

2 申請者は、受取代理払の申請の取下げをしようとするときは、出産育児一時金等受取代理申請取下書により市長に申し出なければならない。

3 救急搬送等により、受取代理払医療機関等以外で出産することとなった場合であって、実際に出産する医療機関等においても受取代理払を利用する場合等の時間的余裕が無いときは、第1項の規定にかかわらず、受取代理人変更届により、新たな受取代理払医療機関等を通じて提出することができる。

(受取代理申請書の返戻等)

第8条 市長は、次に掲げる区分に該当したとき又は被保険者等により申請が取り下げられた場合は、受取代理申請書にその理由を付記し、記名及び押印のうえ、速やかに申請者及び受取代理払医療機関等に写しを送付するものとする。

- (1) 出産前に被保険者の資格喪失をしたとき。
- (2) 受取代理払医療機関等以外の医療機関等での出産をしたとき。
- (3) その他市長が必要と認めたとき。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年1月1日から施行する。